
行動規範と行動指針



天空に輝く星のように、
世の中に輝く星となる

目次

▶ 経営理念	P2
▶ ブランド・ビジョン	P3
▶ 行動規範	P4
▶ 行動指針	P5
1. 法令等の遵守	P5-6
2. 公正で透明性のある企業活動	P7-8
3. 安全・安心な商品とサービスの提供	P9
4. 明るく・健全な職場づくり	P10-12
5. 環境保全	P13
6. 社会貢献	P14
▶ 行動のチェックポイント	P14
▶ 用語集	P15-16

経営理念

食の感動体験を創造することで 世界中の人々と食をつなぎ続ける

スターゼンと取引をしてよかったといわれる会社にしよう

当社はすべてのステークホルダーへの社会的責任を果たすことを使命として認識しています。特に当社を信頼いただき、お取引いただけるお客様様の成長のために何をすべきかを常に考え、お客様様の満足度向上に努めています。



スターゼンで働いてよかったと思える会社にしよう

お客様に対して高い価値を届け続けるためには、従業員一人ひとりがやりがいや貢献意欲を持って、自らの資質や能力を最大限発揮することが大切です。その実現に向けて職場環境を整えるとともに、従業員の満足度向上にも努めています。



仕事を通じて自ら成長しよう

「常に安全・安心な商品を提供すること」により社会から必要とされる企業であり続けるために、課題解決に向け従業員一人ひとりが仕事を楽しみ、仕事を通じて自ら成長できる職場環境を整えます。



ブランド・ビジョン

「いただきます」で、もっと元気に。
「ありがとう」で、もっと笑顔に。

創業以来ずっと大切にしてきたこと。
世の中の役に立ちたい。
何ごとにも誠実に一生懸命に。
食肉を身近なものにしたいという想いから、
前例のない挑戦を続け、
業界の発展に尽くしてきました。

新たな可能性を信じ、食肉から“食”へ。
天空に輝く星のように、
世の中に輝く星となれるように。
「スターゼン」にはそんな願いが込められています。

長年にわたり皆さまに支えられて今があります。
尊い命を大切にすること、
安全安心な商品をつくる責任、
そして届ける使命があるからこそ、
今も産地からお客様へ安定して
“食”をつなぐことができます。

“食”には日常の中にある感動を創るチカラがあります。
大切なあの人を今日も元気いっぱい過ごせるチカラ。
一日の疲れを癒し、明日へのやる気を生み出すチカラ。
仲間とのいこいの場で人と人をつなぐチカラ。
つくる人、食べる人、すべての人を笑顔にするチカラ。

ひとつでも多くの「いただきます」で、もっと元気な明るい社会を。
たくさんの「ありがとう」で、もっと笑顔が輝く世界を。

スターゼンはこれからも“食”の可能性と共に
新たな感動を創り続けます。

行動規範

「経営理念」に基づき行動するにあたり
守らなければいけない規範

1 法令等の遵守

- 私たちは、遵法の精神をもって行動します。
- 私たちは、業務を遂行するうえで会社が定めた規程・ルール・マナーをしっかりと守り、自分の職務は責任を持って果たします。

2 公正で透明性のある企業活動

- 私たちは、社会から疑惑や不信を招くような行動を慎み、透明度の高い健全な関係をつくります。

3 安全・安心な商品とサービスの提供

- 私たちは、お客様の安心・信頼・幸福を旨として、良質な商品とサービスを迅速に提供します。
- 私たちは、品質水準のさらなる向上に努め、お客様に安全で安心な商品を安定的にお届けします。

4 明るく・健全な職場づくり

- 私たちは、常に明るく、元気に、楽しむ心を持って自らの業務に創造性を発揮し、お互いの人格・価値観を尊重し合い、健全な職場づくりに努めます。

5 環境保全

- 私たちは、企業活動の全領域で環境保全に努めます。

6 社会貢献

- 私たちは、社会との交流を通じてともに発展し、よりよき社会の実現に努めます。

行動指針

「行動規範」の具体的な活動指針

「行動指針」は、「行動規範」に定める内容を理解し、どのように判断して対応すべきかを具体的に示したものです。

1 法令等の遵守

1 法令遵守

事業活動に関わるすべての法令を遵守します。

2 社内諸規程の遵守

業務の遂行に関わる規程・ルールを理解し、しっかりと守ります。

3 適正な内部統制

法令、社内規則に基づいた適正な会計処理(伝票処理、商品管理、与信管理、債券管理、資産管理等)を行い、有効な内部統制の構築に努めます。

また、会計監査、業務監査、品質監査、環境監査、コンプライアンス状況等に関する監査に協力し、業務の品質向上に努めます。

用語集 内部統制

4 守秘義務(情報管理)

お客様・お得意先・お取引先の情報は、正当な目的においてのみ使用し、漏洩しないよう取り扱いに最善の注意を払います。

また、企業や個人を特定できる情報、写真および画像をSNSなどに無断で書き込んだり、外部へ提供する行為は、情報の流出・漏洩に繋がるため絶対に行いません。



5 インサイダー取引の禁止

自社および他社の株価に影響を及ぼすような重要な事実が公表される前に、情報漏洩したり、その情報を利用し自ら株式の売買を行ったり、他人へ株式の売買を奨めたりしません。

用語集 ▶ インサイダー取引

6 知的財産権の尊重

特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に係る権利などの知的財産権を尊重します。

用語集 ▶ 知的財産権

7 安全運転

交通法令と交通ルールを遵守し、交通マナーを励行し、安全運転に努めます。

運転中に携帯電話は使用せず、お得意先からの急ぎの電話は、安全な場所に停車してから連絡します。

公私を問わず、常に急がず、慌てず、社会的責任を持って運転し、あおり行為などの危険運転、飲酒運転は絶対に行いません。



携帯電話使用運転

2 公正で透明性のある企業活動

1 お客様への対応

お客様からのご指摘やお問い合わせを真摯に受け止め、誠意をもって迅速に対応します。

2 公正な市場取引

公正な市場競争を通じて、適正な条件で商品を提供していきます。

企業間で取引数量や価格等を協定するカルテルや談合は「独占禁止法」に違反する行為であり、行いません。また、商取引上の便宜を図ってもらう行為もしません。

3 お取引先への対応

お取引先に対して、優越的地位を背景にした不当な要求はせず、一方的で不合理な取引を押しつけません。また、お取引先の選定にあたっては、なれ合いや個人的な判断に寄らず、お取引先が法令遵守に努めているか、安全性が徹底されているかなど公正に判断します。

用語集 ▶ 下請法

用語集 ▶ 優越的地位の濫用



4 株主・投資家への対応

企業の経営状況、企業活動全般について正しく理解していただくために、株主・投資家に対して適時、適切な情報開示に努めます。

また、持続的な成長に向け、株主・投資家との建設的な対話などを通じて企業価値の向上に努めます。

5 関係官庁などへの報告・調査協力

重大な事故や違反行為が発生した場合、迅速に関係官庁などへ報告し、外部機関による調査や原因究明に協力します。

6 反社会勢力との決別

社会秩序を乱す反社会的勢力の団体および個人に対しては、毅然とした態度で臨み、不当要求には応じません。



7 会社財産の保全

会社の財産は無駄にしたり、私的流用したりせず、大切に扱います。交際費は、目的・費用対効果を考慮し適正な運用を心掛け、不適切な精算は行いません。

8 結社の自由と団体交渉の承認

私たちは、事業活動を行うすべての国と地域において適用される法令に従って、結社の自由と団体交渉の権利を尊重します。

9 外国の法令遵守と文化・慣習の尊重

国外での事業活動にあたり、現地の法令を遵守するとともに、歴史、文化、慣習などを正しく理解し、尊重します。

10 通報窓口の活用

職場内外における不正や違反を見逃ごしません。法令、社内規則等に照らして問題がある、またはあると疑われる場合は、各種相談窓口にご相談、通報します。

社内規程 内部および外部通報処理に関する規程

③ 安全・安心な商品とサービスの提供

1 商品の表示

商品表示は、お客様が商品を選ぶときの重要な情報源です。常に商品の正しい情報の提供に努め、お客様に誤認させるような表示や表現(不当表示・有利誤認表示・優良誤認表示・誇大広告等)は行いません。特に、期限日、保存方法、原材料、アレルギー物質などお客様の安全や健康に関わる表示は、誤りのないようにしっかりと確認します。

用語集 食品表示法

用語集 景品表示法

2 品質管理、安全、衛生管理

すべての法令・規則と当社の安全衛生基準を守り、工程管理・記録・検査等を徹底して、的確な仕入・商品の提供に努めます。また、流通・店頭での商品の管理も同様に、取扱方法を厳守するようお客様にも協力を求めます。

用語集 食品衛生法

3 誠実・適切なお問い合わせ対応

お客様からのご指摘、お問い合わせについては誠実に対応するとともに、適切に内容を判断し、速やかに行動します。

また、お客様が意図している要望を十分に確認します。

4 迅速な事故への対応

食品事故が生じた場合は、お客様の健康危害を確認し、お客様への対応と被害の拡大・再発防止のため、誠意をもって迅速に対応します。

用語集 製造物責任法(PL法)

用語集 食品等自主回収(リコール)報告制度

4 明るく・健全な職場づくり

1 私たちの行動

私たちは常に明るく、元気に、楽しむ心を持って行動します。また、誰もが自由闊達に意見交換し、主体性を発揮できる風通しのよい職場づくりに努めます。

2 人権の尊重

すべての個人の基本的な人権を尊重し、その人種、性別、年齢、宗教、言語、国籍、民族、出身地、性的指向、性自認、心身の障がいの有無等に基づくあらゆる差別を行いません。
人権侵害を発見した場合は、当事者のプライバシーを守りつつ速やかに通報し、協力して再発防止に努めます。

3 多様性の尊重

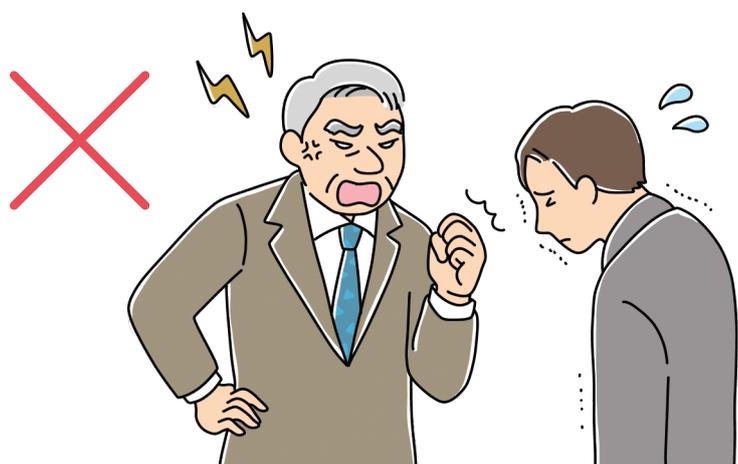
すべての人が個性と多様性、考え方や立場の違いを互いに尊重し合い、その能力を存分に発揮できる生き活きとした風通しの良い企業文化・組織風土を確立します。

4 ハラスメントの禁止

お互いの人格、価値観を尊重し合い、一切のハラスメントを行わず、その予防、撲滅に努めます。皆が心身ともに健康で、安全かつ安心して働くことができる職場環境をつくります。

用語集 ハラスメント

社内規程 「職場におけるハラスメントの防止に関する内規」



5 働き方改革の推進

業務の効率化、生産性の向上に努め、多様な人材がそれぞれの価値観やライフスタイルを大切にしながら存分に活躍できる環境づくりを推進します。

6 労働安全衛生管理体制の継続的改善

「労働基準法」、「労働安全衛生法」等の関係法令を遵守し、健康的に働くことができる職場環境の構築に努めます。安全衛生にかかわる教育と訓練を継続的に受講し、知識と技能を積極的に身に付けます。

社内規程「安全衛生管理規程」



7 強制労働・児童労働の排除

私たちは、強制労働、児童労働を許しません。

また、強制労働、児童労働の間接的な助長や、加担に対しても、見て見ぬふりをせず、その防止に向けて対処します。

8 利益相反行為の禁止

自己の利益と会社の利益が対立しないように配慮しながら行動し、仕事を通じて得られた情報などを使って個人の利益を追求しません。

9 節度ある接待・贈答

接待や贈答は、社会の健全な良識を踏まえ、受ける・贈るいずれも節度ある対応に努めます。

また、公務員及びみなし公務員への接待や贈答など、誤解を招く行為は行いません。

用語集 [みなし公務員](#)

10 マナーの励行

社会人としての自覚と誇りを持ち、法令や会社のルールはもちろん、基本的なマナー（挨拶、電話対応、接客対応）を守ります。また、公共の場における責任ある行動を心がけます。

5 環境保全

1 商品・サービスへの環境配慮

環境に配慮した商品の開発とサービスの提供に努めます。

2 環境パフォーマンスの向上

生産から加工・製造、物流、販売に至るサプライチェーンのすべてにおいて、省エネルギー・省資源・3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取り組みによる廃棄物の減量化を進め、環境負荷低減に努めます。また、地域社会の環境保全などにも十分注意を払いながら事業を展開します。



3 継続的改善

製品のライフサイクル、および事業活動のすべての領域において、環境マネジメントシステムを適切に運用し、継続的改善に取り組みます。

4 社会との共生

地域社会との共存共栄、持続可能な社会のために、すべてのステークホルダーおよび事業活動を行う地域社会とのコミュニケーションを密に図り、地域および社会の一員として環境保全活動に積極的に参加します。

6 社会貢献（地域社会活動、ボランティア活動）

地域の社会活動、災害救援活動、ボランティア活動等へ積極的に参加します。
また、個人でこれらに参加できるような支援や意識を醸成させる風土をつくり
上げることが必要です。
自然災害など大規模災害発生時には、関係先などと協力しつつ、迅速な支援活動
を行います。

行動のチェックポイント

私たちの正しい行動を「スターゼン」の力にします。

✓ CHECK POINT 1

「経営理念」
に沿った
行動をとろう。

✓ CHECK POINT 2

行動する前に、
その**目的と意味**、
そして**「行動規範」**に
触れていないかを、
しっかりと確認しよう。

✓ CHECK POINT 3

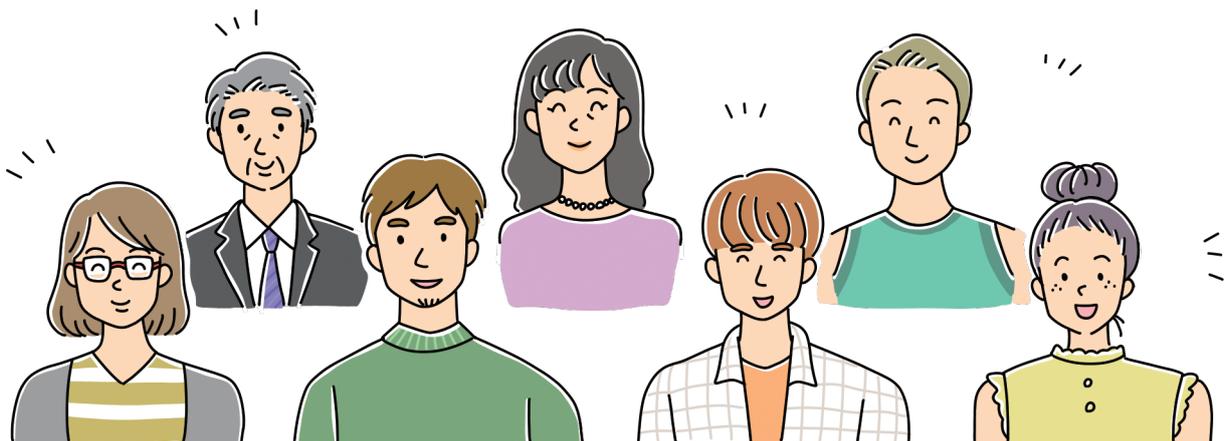
判断に迷ったら、
必ず誰かに相談
しよう。

✓ CHECK POINT 4

誰から見ても、
恥ずかしくない、
責任のある行動
をとろう。

✓ CHECK POINT 5

常に
明るく、元気に、
楽しむ心を持って
行動しよう。



用語集

■内部統制

内部統制とは企業自らが業務の適正を確保するための体制を構築していくシステムのことです。組織形態や社内規程の整備、業務のマニュアル化や社員教育システムの運用、または規律を守りつつ目標を達成させるための環境整備、そして財務報告や経理の不正防止策があげられます。内部統制システムは自律的な仕組みであって、企業や組織が自身のために自ら作り上げる仕組みであることに意義があります。

■インサイダー取引

会社関係者が未公表の重要事実を知りながら、その事実が公表される前に、その会社の株式等を売買したり、売買を奨めたり、未公表の重要事実を伝達することです。

■知的財産権

知的創造活動によって生み出された成果を創作した人の財産として保護する権利です。知的財産権は、特許庁(商標権、特許権)、文化庁(著作権)等の審査を経て、出願者が登録することにより権利が発生します。当社が知的財産の侵害により訴えるのと同様に他社からも侵害により訴えられます。

■下請法

下請代金の支払遅延等を防止することにより、親事業者の下請事業者に対する取引を公正にし、下請事業者の利益を保護するために制定された法律です。例えば、下請事業者に責任がないのに、親事業者が発注後に下請代金の額を減じることや、返品をすること、下請代金の支払日を遅らせることが禁止されています。また、下請業者と取引をする際には、必ず発注書を交付しなければなりません。

■優越的地位の濫用

自己の取引上の地位が相手方に優越している者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商習慣に照らして不当に不利益をあたえることであり、独占禁止法により、禁止されています。

■食品表示法

食品の安全性および一般消費者の自主的・合理的な食品選択の機会を確保するために「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合した法律です。

用語集

■景品表示法

正式名称は『不当景品類及び不当表示防止法』と言います。

消費者の商品選択の判断を惑わせるような景品提供や、誇大または虚偽の表示宣伝を禁止する法律です。

・不当表示

商品、サービスを実際よりも優良に見せかける優良誤認表示、販売価格などの取引条件を実際より有利に見せかける有利誤認表示などが禁じられています。

・誇大広告

商品やサービスの内容、価格などが実際のものより優良または有利であると消費者に誤認させるように表示した広告は禁じられています。

■食品衛生法

飲食による衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的に定められた法律で、食品の衛生や安全性を確保するために重要な役割を果たします。

■製造物責任法(PL 法)

製品の使用中、消費者が生命、身体、または財産に損害を受けたとき、それが製品の欠陥によるものであったことを証明できれば、製造者は故意、過失の有無を問わず賠償責任を負わなければならないという法律です。

■食品等自主回収(リコール) 報告制度

食品衛生法と食品表示法に基づき、食品等の自主回収(リコール)を行った場合、管轄の自治体に届出することが義務化されています。

■ハラスメント

人に対する嫌がらせを意味します。行為を行った側の認識(例えば、冗談のつもり、悪気はないなど)は関係なく、相手や周囲の人が不快に感じる行為が該当し、様々な種類があります。

例) セクハラ、マタハラ、パワハラ、モラハラ、ジェンダーハラなど

2020年6月(中小企業は2022年4月)より、改正労働施策総合推進法(通称:パワハラ法)が施行され、企業にパワハラ防止対策が義務付けられました。

■みなし公務員

公務員ではないが、職務の内容が公務に準ずるものである場合、特に公益性、公共性がある場合あるいは公務員の職務を代行するもので、法令により公務員と見なす職員をいいます。

例) 日本銀行の役職員、国立大学法人の役職員など